

「九州・長崎 I R 区域整備計画（案）」に係る公聴会の開催について

長崎県では、佐世保市ハウステンボス町へ特定複合観光施設（統合型リゾート、I R）を誘致するため、特定複合観光施設設置運営事業に係る事業予定者と共同して、九州・長崎 I R 区域整備計画を作成しています。

この度、特定複合観光施設区域整備法第9条第7項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催します。

なお、公聴会は、当該計画案に対する意見の公述の場であり、説明会ではありません。

1 開催日時、会場及び定員

(1) 第1回

- ・日時：令和4年3月28日（月曜日）14時～16時
- ・会場：アルカスSASEBO 大会議室（佐世保市三浦町2-3）
- ・定員：公述人20名
傍聴人60名

(2) 第2回

- ・日時：令和4年3月30日（水曜日）15時～17時
- ・会場：出島メッセ長崎 103会議室（長崎市尾上町4-1）
- ・リモート会場：1）県央振興局 会議室（諫早市永昌東町25-8）
2）島原振興局 会議室（島原市城内1-1205）
3）五島振興局 会議室（五島市福江町7-1）
4）上五島支所 会議室（南松浦郡新上五島町有川郷578-2）
5）壱岐振興局 会議室（壱岐市郷ノ浦町本村触570）
6）対馬振興局 会議室（対馬市厳原町宮谷224）
- ・定員：公述人20名（全体）
傍聴人 長崎会場 60名、リモート会場 県央振興局 30名、他5会場 各10名。

注）各回とも、公述希望の申出等の状況により、終了時間が早くなる場合があります。

2 公述及び傍聴の対象となる計画

「九州・長崎 I R 区域整備計画（案）」（以下「本計画案」という。）

3 公述の申込

(1) 対象者

- ア 長崎県在住の方
- イ 長崎県外在住で長崎県へ通勤・通学の方

(2) 申込方法

- ・公述を希望される方は、本公聴会の公述申込書（別添1）に必要事項を記入のうえ、以下のいずれかの方法により、「7問い合わせ先」に記載の長崎県 I R 推進課までお申込みく

ださい。

- ア 電子メール
- イ ファクシミリ
- ウ 郵送

- ・第1回と第2回の公聴会のいずれも申し込むことは可能ですが、公述はいずれかの公聴会1回までとなります。
- ・団体としての申込みに関しては、多様な意見を聴取する趣旨から、1団体から1名の申込みとさせていただきます。
- ・公述にあたって配慮が必要な方は、申込時にその旨記載してください。
- ・以下のいずれかに該当する場合、申込みは無効となります。
 - ・申込者が、上記（1）対象者の要件に該当しない場合
 - ・期日を過ぎて申し込んだ場合
 - ・所定の様式以外により申し込んだ場合
 - ・その他、公述申込書の記入要領に照らし、記載事項に不備がある場合
（例）意見の要旨が本計画案とは直接関係のない場合
公序良俗に反する恐れ等がある場合
意見の要旨が1,000字を超えている場合
意見の要旨を日本語以外で記載している場合

（3）申込期日

令和4年3月21日（月曜日）必着

（4）公述人の選定

- ・申込者多数の場合は、多様な趣旨の意見を聴取することができるよう公述人を選定します。
- ・公述いただけるかどうかについては、令和4年3月25日（金曜日）までに申込者へ連絡します。公述人として選定した方には、別途、「公述通知」を申込みの方法と同じ方法で、送付しますので、当日はこの「公述通知」をお持ちください。
- ・なお、コンビニエンスストア等からの送信で、ファクシミリによる返信に支障がある場合は、郵送いたしますので、その旨余白等にご記載ください。

（5）公聴会当日の公述について

ア 当日は以下のものをお持ちいただき、ご提示をお願いします。これらの必要な書類等が確認できない場合、会場へ入場できない場合があります。

- ・事前にお送りした「公述通知」
- ・本人確認書類（原本）※氏名、住所を確認できるもの
（例）運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、各種保険証
- ・長崎県外在住で長崎県へ通勤・通学の方に関しては、通勤・通学先が分かるもの（社員証、学生証など）をご持参のうえご提示ください。

イ 公述時間

- ・1人あたり5分以内とし、ほかの公述人との持ち時間の融通はできません。また、1回あたりの公述人が20人に満たない場合であっても、1人あたりの公述時間は5分以内としま

す。

ウ 公述の方法

- ・公述は報道を含めて公開で行いますが、氏名・所属等を発言いただく必要はありません。
- ・公述は、申込みの際に記入いただいた意見の要旨の範囲内で、日本語で行ってください。
- ・本計画案と直接関係のない意見を公述することはできません。
- ・公述時間（1人あたり5分以内）を超えて公述することはできません。
- ・公述に対する県からの見解を示すことや、その他の質疑応答はありません。
- ・申込者以外の方による公述はできません。また、欠席の場合のIR推進課職員による代読も行いません。

エ 公述意見の取扱い

- ・公述された意見については、九州・長崎IR区域整備計画作成の参考とさせていただきます。
- ・公述された意見は、意見に対する県の考え方とともに、プライバシーの保護等に十分配慮した上で、県ホームページで公表することとし、個別の回答はいたしません。

4 傍聴について

(1) 対象者

お住まいが県内・県外に関わらず、どなたでも申込みいただけます。

(2) 申込方法

- ・傍聴を希望される方は、本公聴会の傍聴申込書（別添2）に必要事項を記入のうえ、以下のいずれかの方法により、「7 問い合わせ先」に記載の長崎県IR推進課までお申込みください。

ア 電子メール

イ ファクシミリ

ウ 郵送

- ・第1回と第2回の公聴会のいずれも申し込むことは可能ですが、申込者多数の場合は、いずれか1回の傍聴、あるいは、傍聴いただけない場合があります。
- ・傍聴にあたって配慮が必要な方は、申込時にその旨記載してください。
- ・期日を過ぎて申し込んだ場合、記載事項に不備がある場合、又は、所定の様式以外により申し込んだ場合、申込みは無効となります。

(3) 申込期日

令和4年3月21日（月曜日）必着

(4) 傍聴人の選定

- ・申込者多数の場合は、抽選により傍聴人を選定します。
- ・傍聴いただけるかどうかについては、令和4年3月25日（金曜日）までに申込者へ連絡します。傍聴人として選定した方には、別途、「傍聴通知」を申込みの方法と同じ方法で、送付しますので、当日はこの「傍聴通知」をお持ちください。「傍聴通知」を確認できない場合、会場へ入場できない場合があります。
- ・なお、コンビニエンスストア等からの送信で、ファクシミリによる返信に支障がある場合

は、郵送いたしますので、その旨余白等にご記載ください。

・当日、質疑応答はありません。

5 注意事項

参加にあたっては、以下の事項を遵守してください。これらを守っていただけない場合は、退場いただく場合があります。

- (1) 担当者の指定した場所以外へ立ち入らないこと
- (2) 公聴会中は、携帯電話等の電源は切るか、マナーモードに設定し、通話はしないこと
- (3) 公聴会中は静粛を旨とし、以下の行為を行わないこと
 - ・私語、野次その他の公述以外の発言
 - ・公述人の発言に対する賛否の表明又は拍手
 - ・公述中の入退場（ただし、やむを得ない場合を除く）
 - ・撮影及び録音（ただし、報道機関を除く）
 - ・飲食及び喫煙
- (4) 危険なもの、ほかの参加者の迷惑や会場運営の妨げになるものを会場及び施設・敷地内に持ち込まないこと
- (5) 会場及び施設・敷地内でほかの参加者にビラ等を配布しないこと
- (6) プラカード、のぼり、横断幕の持込みや、はちまき、ゼッケン、バッジを着用する等の方法により会場及び施設・敷地内で意見を表明しないこと
- (7) その他、担当者の指示に従うこと

6 その他

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日は、マスクの着用等感染症対策にご協力をお願いします。
- ・会場周辺において近隣住民及び周囲の迷惑になるような行為はご遠慮ください。
- ・当日は、報道機関による取材のため会場内を撮影する場合がありますので、ご了承ください。
- ・公述及び傍聴の申込みの際に記載いただいた個人情報、対象者の確認、本公聴会の実施に関する連絡、入場受付、感染拡大防止の取組以外に使用いたしません。

7 問い合わせ先

本公聴会に関する問い合わせ、公述及び傍聴希望の申込みは、下記をお願いします。

なお、公聴会の会場への問い合わせはご遠慮ください。

長崎県企画部 I R 推進課

郵便番号850-8570 長崎市尾上町3-1

電話：095-895-2037（祝日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時45分まで）

ファクシミリ：095-895-2541

電子メール：S153005@pref.nagasaki.lg.jp